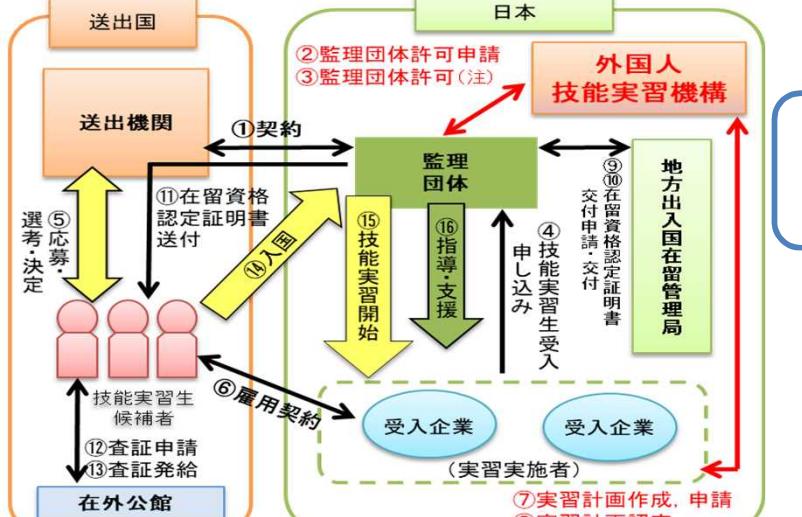


技能実習制度の仕組み

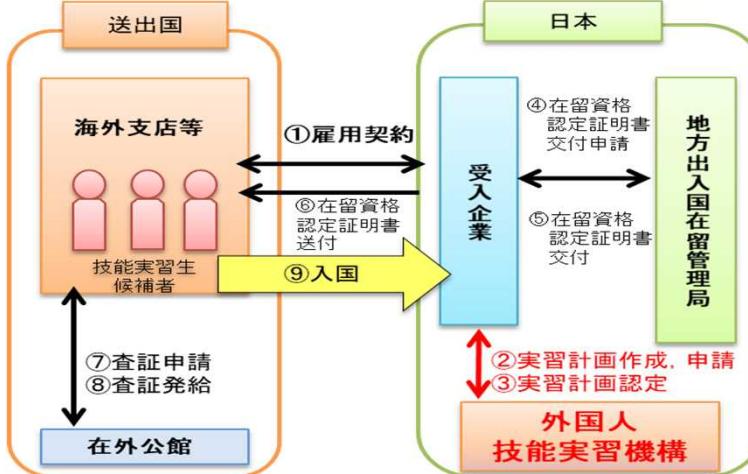
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約46万人在留している。
※令和6年末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



【企業単独型】日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ

- 入国 在留資格：「技能実習1号イ、ロ」

講習(座学)

実習実施者（企業単独型のみ）又は監理団体で原則2か月間実施（雇用関係なし）

実習

実習実施者で実施（雇用関係あり）
※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

- 在留資格の変更又は取得

在留資格：「技能実習2号イ、ロ」

① 対象職種：送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種

② 対象者：所定の技能検定等（基礎級等）の学科試験及び実技試験に合格した者

- 一旦帰国（1か月以上）

※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

- 在留資格の変更又は取得

在留資格：「技能実習3号イ、ロ」

① 対象職種：技能実習2号移行対象職種と同一（技能実習3号が整備されていない職種を除く。）

② 対象者：所定の技能検定等（3級等）の実技試験に合格した者

③ 監理団体及び実習実施者：一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの